

公益認定等委員会 だより

第13号(その20)

平成24年

12月3日発行



全国で20万人の子ども達が難病と闘っています(写真提供:(公社)難病の子どもとその家族へ夢を)

先月号でお伝えしたとおり、来年一月二十九日(火)十三時三十分から日本学術会議講堂(最寄駅は東京メトロ千代田線乃木坂駅)で、「民による公益活動」の今後を展望する、内閣府主催シンポジウムを開催します。現在、参加者募集中です。詳しくは本誌9ページを御参照ください。

<目次>

- P2 大臣からのメッセージ
- P3 特定の日に移行登記を希望される法人の皆様へ
- P4 申請サポートについて
- P5 公益法人活動紹介
 - ・⑳公益財団法人ニッセイ緑の財団
 - ・㉑公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢を
- P8 公益法人等の現況
(平成24年11月15日現在)
- P9 内閣府主催シンポジウムのお知らせ

内閣府への申請状況 (平成24年11月30日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2,120	326	1,686	108
移行認可	2,012	529	1,428	55
新規認定	183	40	121	22

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

大臣からのメッセージ

新公益法人制度移行期間は残り 1 年

本年12月1日をもって新しい公益法人制度は発足から5年目を迎えます。既に多くの法人が、志も新たに新公益法人に移行しています。現在までに国所管、都道府県所管を合わせて1年前の倍以上となる約5,600の法人が公益法人として再出発し、公益の実現のため活躍しています。担当大臣として、改めて関係各位の御努力に対し、心からの敬意と謝意を表します。

さて、新制度への移行期間も残り1年となり、移行もいよいよ仕上げの段階に入りました。これまでに、国・都道府県合わせて約7割弱、約15,000の法人から移行認定・認可申請をいただきましたが、なお数多くの法人からの申請をいただく必要があります。当該申請は一般法人に移行する場合にも必要であり、あと1年の移行期間中に申請を行わなければ解散とみなされることとなります。申請に当たっては、ガバナンスを含めた運営全般について法人としての考え方を整理する必要があります。内閣府又は都道府県において窓口相談や相談会などサポート策を多数用意していますので、準備の過程でお悩みがある場合は、すぐにでもお越しいただきたいと思っております。全国の行政庁としては、できるだけ早期にかつ確実に新制度へ移行し、法人が新たな公益活動の地平へと乗り出していくことができるよう、全力で支援してまいります。

東日本大震災以降、専門的知見を活かしつつ積極的に地域の復興へと活躍する姿に象徴されるような、民間の非営利法人ならではの地域に根差した多彩な公益活動が社会に定着しつつあります。このような「民による公益」活動の裾野をより一層広げていくためには、新しい公益法人の活動を広く国民の皆様にご覧いただき、企業や個人がしっかり支援していくことが必要です。このためには、新制度の下で各法人が自らの事業活動に関する透明性を高め、社会に対してより開かれた活動主体となることが欠かせません。

全ての特例民法法人が確実に新制度へ移行するため、これから移行申請される法人にあっては、残る1年のうちできるだけ早期にかつ確実に申請していただきますようお願いいたします。内閣府としても、寄附文化を醸成するための環境整備等、公益活動に対する支援を一層進めてまいりますので、新たな公益法人制度に対する国民の皆様の一層の御理解、御支援をよろしくお願いいたします。

平成24年11月27日
内閣府特命担当大臣（行政刷新） 岡田克也

申請・審査の状況（平成24年11月30日現在）

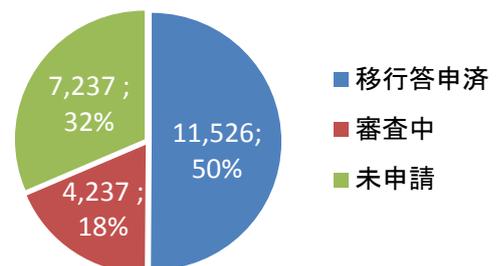
○申請状況：

15,763法人（68%）から申請を受付
そのうち、認定（公益法人へ移行する処分）は7,747法人、
認可（一般法人へ移行する処分）は8,016法人

○審査状況：

11,526法人（50%）を答申済み
そのうち、認定は6,216法人、認可は5,310法人

特例民法法人の状況と法人数(全国)



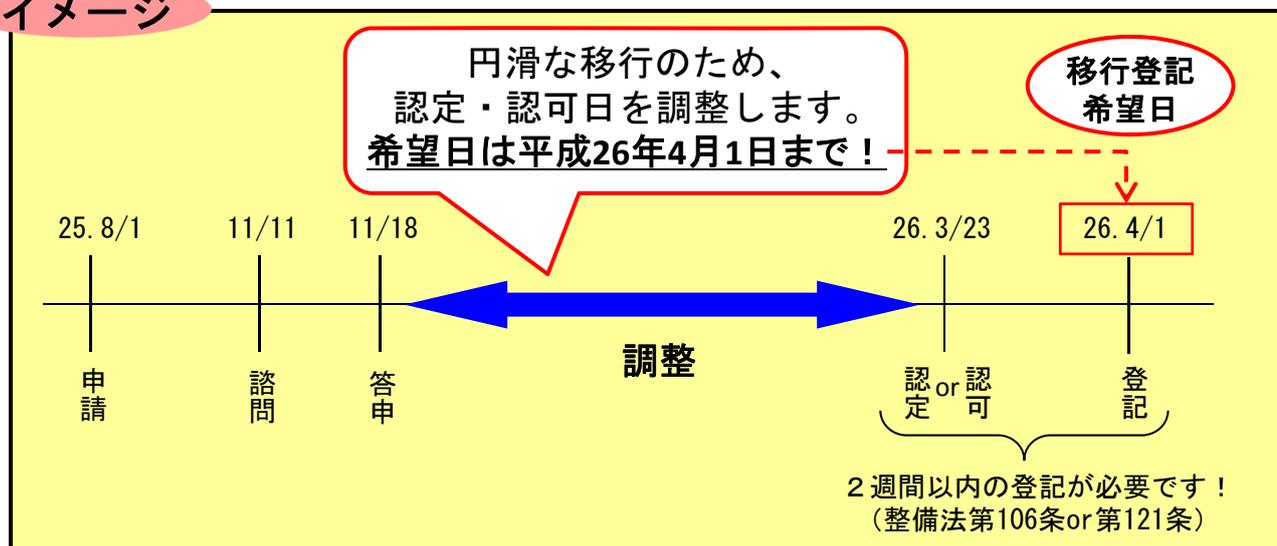
注）母数は、全国の特例民法法人24,443法人（H20.12現在）から解散等の約1,500法人を除いた約23,000法人

特定の日に移行登記を希望される法人の皆様へ ～平成26年4月1日の移行希望まで伺います！～

移行登記の希望日について

- 内閣府では、審査が終了し公益認定等委員会から答申が行われた時点で、法人の皆様にご希望する登記日がある場合には、その希望日をお聞きし、認定・認可日を調整することで御希望に添えるよう対応させていただいています。
- 平成25年11月末に移行期間が満了すること及び事業年度を4月から開始する法人が多いことを踏まえ、円滑な移行を支援するため、移行登記希望日については、26年4月1日の移行登記希望までお聴きすることを基本とします。

イメージ



お願い

- 内閣府では、「柔軟かつ迅速」をモットーに、法人の皆様の協力を得て、申請から4か月を目安にスピーディーに審査を進めることを目標としていますが、申請の時期・内容、審査の状況によっては希望する日に登記が間に合わない可能性もあります。
- 平成26年4月からの移行を希望する法人は多数に上ると見込まれますので、25年11月の移行期間の満了の直前には申請が集中することが予想されます。該当する法人におかれては、できる限り早めに申請していただくようお願いします。
- なお、認定・認可日を調整するにあたっては、法人の皆様から希望する登記日を示した文書をいただくこともあります。

準備が整いましたら、お早めに申請ください！！

申請サポートについて

11月27日の大臣メッセージ（P2参照）にあるとおり、移行期間もあと1年となりました。内閣府では、法人向けに各種の申請サポートを無料で提供していますので、未申請の法人におかれましては、これらのサポートを活用して、早期の申請をお願いいたします。

これらの各種申請サポートの予約方法等詳細は、「公益法人information」サイト又は「公益認定等委員会だより第7号（その14）」を御覧ください。

また窓口相談については、予約が取りやすくなっています。申請作業中の法人におかれましては、疑問点解消のため是非御活用ください。

○近く申請を考えている法人はこちら

<民間の専門家を活用した相談会(要事前申込)>

月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家(弁護士、公認会計士等)を相談員とする相談会を開催しています(1法人につき1時間程度)。

今回は、12月21日(金)に東京で開催します(申込〆切12月7日(金))。

申込方法等については、随時「公益法人information」でお知らせします。(応募多数の場合は御参加いただけない場合があります。)

<窓口相談(要事前申込)>

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集を行います。なお、1月の窓口相談については、12月5日(水)まで募集しています。相談を希望される法人におかれましては是非お申し込みください。(応募多数の場合は抽選とさせていただきます。)

(相談内容) ・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

○これから申請準備を始める法人はこちら

<基礎的研修会の開催(要事前申込)>

月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可等の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント(事業・財務面、機関設計面)を解説します(1回1時間半程度)。次回の開催は12月13日(木)となります。

申込方法等については、随時「公益法人information」でお知らせします。

(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231 (メール)hiromi.obata@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

(相談専用ダイヤル)03-5403-9669 (時間)平日10時～16時45分

○その他のサポート

<業態別説明会への講師派遣(要事前申込)>

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によるある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。(謝金は不要です。)

(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231

～公益財団法人ニッセイ緑の財団～ (内閣府認定)

ニッセイ緑の財団について

(公財)ニッセイ緑の財団は平成5年に日本生命によって設立され、平成23年4月1日公益財団法人に移行しました。全国において広葉樹を含む木を植え、経済性よりも水源涵養機能をはじめとした公益性を重視した森づくりに取り組んでいます。また、植樹、下刈り、更には植えた木を伐るという間伐でのボランティア活動等の「森林を愛する人づくり」にも取り組んでいます。

被災地復興支援事業について

東北三県14箇所の森の手入れを進めるとともに、今年10月13日(土)に行いました岩手県大船渡市にある“ニッセイ大船渡の森“での間伐ボランティア活動のように、森林を愛する人づくりを進めています。

また、宮城県と森林整備協定を締結している利府町の森において、関係団体の協力のもと、被災された親子を招待して森林教室を昨年度秋に開催しました。今年も春及び秋に開催し、来年以降も復興の時間軸に合わせて継続開催を予定しています。

今後は、震災を契機に自然と向き合うなかで、被災地の学校を中心に見直されている学校林活用への支援や宮城県岩沼市が進めている集団移転地での困久根設置への支援などを計画しています。

《H24.10.13 “ニッセイ大船渡の森“間伐ボランティア活動》



間伐体験作業



参加者全員での記念撮影

《H24.10.28 “ニッセイ利府の森“親子森林教室》



ヒノキの枝払い



歩道づくり



林内での植物のお話

平成25年1月12日(土)仙台にて復興支援シンポジウムを開催

仙台市のメディアテークで「東北の地から(力)全国に発信する 森と子ども達とのいい関係 ～森と遊び、森に学び、森に癒され、森に守られ、そして森と暮らす～」と題した復興支援シンポジウムを開催します。

当財団の復興支援事業に協力頂いている団体の活動発表を中心に、日本全体に向けて発信できる素晴らしい取り組みを紹介するとともに、参加者がお互いの活動に理解を深め、新たな連携による活動のステージアップを促していきたいと考えています。

当日は「仙台の街に森がやってくる」をテーマに木工体験教室や樹木博士にチャレンジするスタンプラリー、林野庁の協力による普段お目にかかれない木のオブジェの展示等、子ども達にも楽しんでもらえるプログラムも数多く用意しています。

参加申込等、詳細につきましては(公財)ニッセイ緑の財団のホームページ(<http://www.nissay-midori.jp>)に掲載しています。

～公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢を～ (内閣府認定)

「難病の子どもとその家族へ夢を」は、難病と闘う子どもとその家族への支援を目的として活動する公益社団法人です。難病と闘う当事者の子どもだけでなく、家族全員を永続的に応援していくこと、難病と闘う家族と社会の様々な人たちとを繋いでいき、両者に“明日への夢と勇気”を創り出していくことを特徴としています。

難病と闘う子どもも家族も、かわいそう！な存在ではない

現在、日本では、約20万人の子どもたちが、小児がんなどの長期療養を必要とする難病と闘っています。病氣と闘っているのは、当事者の子どもだけではありません。つきっきりで我が子の看病をする母親や父親はもちろん、自分の欲求や寂しい思いを堪える兄弟姉妹、家族それぞれが、それぞれの思いを抱えながら、それでも一丸となって病氣に立ち向かっているのです。家族のみんなが、それぞれの傷みや哀しみを抱えながら、懸命にふんばりながら、闘い、慈しみ、毎日“いま、を生活している”のです。

その姿勢、生き様は、今まで言われてきたような、弱者に対する憐みの視点、「かわいそう！」という言葉で括られるような姿勢ではありません。私たちは、彼らの生き様を通して、自身の「いのち」への畏敬の念を育て、“ともに生きる”者としての役割を見出していきたいと考えています。難病と闘う家族それぞれが、社会にとってかけがえのない役割を持った存在として、ここにいるのです。だからこそ、私達は、家族全員を永続的に応援していくのです。



毎日、全国から招待しています

難病と闘う家族と共に、社会に新しい価値を生み出すために



研修におけるテーマパーク同行体験

当法人は、本事業を支えていく為に、代表大住力が長年、培ってきたウォルト・ディズニーの理念が根底に宿る、難病と闘う家族との同行体験型の企業研修を実施しています。

難病と闘う子どもとその家族と直接触れ合う“場”としてのテーマパーク等の同行体験や、彼らから生の声を聞く機会等を通して、企業人が、これまでの固定概念や思い込みから脱却し、真の学びを習得していく研修は、今までになかった新しい価値を生む可能性に満ちていると自負しています。それは、難病と闘う家族にとっても、彼らをサポートする企業の人間にとっても、その“場”で起きた対話、交流は、大きな意味を持ち、双方向性の関係性の中で、社会におけるそれぞれの役割を認識できる機会となっています。

研修に参加された企業の方からの感想

今を一生懸命生きている家族から、人間の強さを感じた。我々の組織も業務の成果よりも、“人間力”を育てることが急務だと感じた。

イノベーションの本質である「自分が変わる」ことが第一歩であることの重要性を再認識した。自分の役割を本気で考え、変えることから始める。

「難病」という言葉から、悲壮感の漂う家族像を想像したが、“先入観”にすぎないと反省した。先入観から偏った考え、判断はマネジメントする上で間違った決断を下すのだと痛感した。

人が“生きる”とは、意味がある。「頭で考える」いう“定義”を変え、「心を感じる感動体験」が、この組織には必要であると考えるきっかけとなった。



難病と闘う家族からのメッセージ

当法人の活動は、大きく分けて3つの活動があります。難病と闘う家族全員に社会との繋がりを実感してもらうための2泊3日のウィッシュ・バケーション（家族全員旅行）、ご両親にお話しを伺うペアレント・パーマント・ダイアログ、難病と闘う家族が支援して下さっている方達を招待するギビング・サンクス・パーティの3つです。その中でも、難病と闘うご両親から本音を聞かせていただく対話（ダイアログ）は、企業研修においても欠かせない大事な時間となっています。そして、それらのメッセージは、誰にとっても大事な“いのち”について考えさせられる内容で、彼らのメッセージを広く多くの方達に届けることも私たちの大きな役割だと思っています。

ダイアログより抜粋

欲張りな人生はやめました
全てこの子が教えてくれたのです

今だから言えることがあります
今ようやく本当の意味で母親となり、“育児”を“育自”として、楽しむことができるようになりました

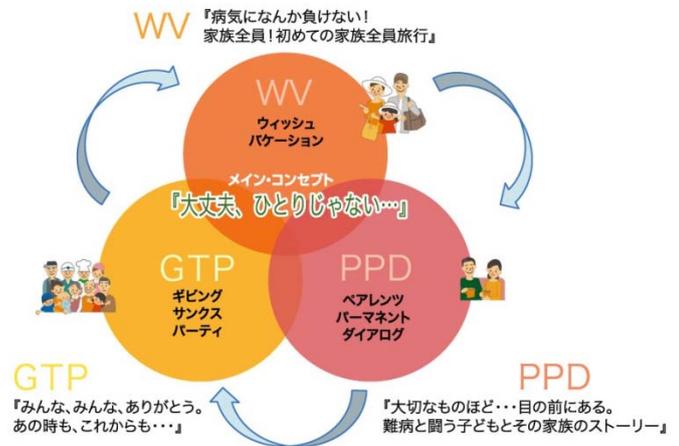
後悔なく楽しくいきる！
諦めるなんてもったいない！

大切なものほど…
目の前にあるのです

つらいことも苦しいことも 体験したことは間違いなく私の強み

病気とたたかう
ぼくの妹から学んだこと
それは“やれば
できる”ということです





医学×経営学×心理学で支える公益活動

当法人は、医学、経営学、心理学等、様々な専門家にご協力いただき、その専門性や独創性を活かし、より豊かな知見を得て、活動を推進しています。知識の融合に新しい価値を見出し、より広く様々な層の方達に“豊かで美しい社会”を実感していただくことができるように、以下の顧問、アドバイザーの方々にご協力をいただいております。（一部、抜粋）

最高顧問：日野原重明氏（医師・聖路加国際病院理事長） 顧問：野中郁次郎氏（経営学名誉教授・一橋大学）
アドバイザー：細谷亮太氏（医師・聖路加国際病院副院長） 高木光太郎氏（心理学教授・青山学院大学）
伊東朋恭氏（大妻女子大学学長） 小林弘幸氏（医師・順天堂大学） 他

Infomation

- ◆当法人代表の大住カ著「一生の仕事が見つかるディズニーの教え」平成24年12月13日 日経BP社より発売
- ◆ギビング・サンクス・パーティ 大阪 平成25年2月 2日(土) 野中郁次郎氏の講演&ギビング・サンクス・パーティ開催
- ◆ギビング・サンクス・パーティ 東京 平成25年2月16日(土) 細谷亮太氏の講演&ギビング・サンクス・パーティ開催
- ◆米国オーランド・ギブ・キッズ・ザ・ワールド&テーマパーク研修 平成25年2月21日(木)～2月27日(水)5泊7日

HP: <http://www.yumewo.org/> FB: <http://www.facebook.com/yumewo.org> TW: <https://twitter.com/HopeWish8>
You Tube: <http://www.youtube.com/user/yumewo826> 代表大住 カブログ: <http://ameblo.jp/riki-yumewo/>

ご寄付のお願い：当法人は、東京と大阪に、難病と闘う子どもとその家族がいつでも来ることができる本拠地を持ちたいと願っております。その為の寄付金、土地建物提供等、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます

連絡先：東京都中央区入船2-9-10 五條ビル3-B TEL：03-6280-3214 FAX：03-6280-3215 E-mail：info@yumewo.org

活動を紹介したい公益法人を募集しています！

「公益認定等委員会だより」で活動を紹介したい公益法人を募集しています。下記参照の上、積極的に御応募ください。

(応募手続)

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム (<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>) から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上御応募ください。

(本件問合せ先)

内閣府公益認定等委員会事務局広報係 TEL：03-5403-9524,9533 e-mail：koueki-info@cao.go.jp

公益法人等の現況(平成24年11月15日現在)

平成23年度の事業報告等に基づき取りまとめた「公益法人等の現況(速報値)」(平成24年9月20日公表)のデータを精査したもの(11月15日現在)を11月27日に公表いたしました。

<概要>

公益法人及び公益目的支出計画実施中の一般法人(国所管の公益法人及び一般法人)から内閣府に提出された平成23年度の活動実績(平成23年度中に事業年度を終了した法人の活動実績)を報告する定期提出書類(公益法人:事業報告等 一般法人:公益目的支出計画実施報告書等)に基づき集計したものです。

なお、活動実績の報告については、1事業年度経過後3か月以内に行政庁へ提出することとなっています。

公益法人について (824法人(財団:606、社団:218))

	合計	平均値	中央値
正味財産額(億円)	27,310.2	33.3	6.7
公益目的事業費(億円)	5,389.1	6.5	0.9
公益目的事業比率(%)	—	82	85
会費収入(億円)	94.8	1,150(万円)	—
寄附金収入(億円)	1,041.3	1.3	521(万円)
理事(常勤)	990	1	1
理事(非常勤)	8,130	10	8
職員数(うち常勤)	24,518 (21,415)	30 (26)	4 (3)

⇒公益法人824法人で、年間5,300億円を超える規模の公益活動を行っています。

公益法人のうち税額控除対象法人について (152法人(財団:123、社団:29))※

	合計	平均値	中央値
正味財産額(億円)	5,185.2	34.3	5.7
公益目的事業費(億円)	1,397.4	9.2	1.1
公益目的事業比率(%)	—	85	87
寄附金収入(億円)	447.0	3.0	3,170(万円)
職員数(うち常勤)	7,712 (6,394)	52 (43)	6 (5)

※移行後1事業年度経過前で活動報告を行っていない法人も含め、国所管の税額控除対象法人の総数は220法人(10月末時点)

⇒税額控除対象法人の寄附金収入の中央値は3,170万円。824法人全体の中央値は521万円となっています。

一般法人(移行法人)について (304法人(財団:158、社団146))

	合計	平均値	中央値
公益目的財産残額(億円)	8,125.3	26.7	3.0
公益目的支出/年(億円)	1,515.9	5.0	0.5
公益目的財産残額の減少額/年(公益目的支出-収入)(億円)	722.9	2.4	0.3

⇒移行した一般法人304法人における公益目的の活動規模は、年間1,500億円に及んでいます。

⇒寄附金収入の平均値で見ると、新しい公益法人は特例民法法人の約3倍となっています。

公益法人(824法人)と特例民法法人(6,523法人)の比較

	公益法人		特例民法法人※1	
	平均値	中央値	平均値	中央値
正味財産額(億円)	33.3	6.7	19.8	1.6
寄附金収入※2(万円)	12,637	521	4,323	0
理事(常勤)	1	1	1	1
理事(非常勤)	10	8	20	16
職員数	30	4	34	4
職員数(常勤)	26	3	31	4

※1 特例民法法人のデータは、平成23年度特例民法法人概況調査に基づき作成

※2 特例民法法人における寄附金については、寄附金と財団法人における会費の総額を基に算出

新たな公益活動の芽生えと 今後の展望

～震災後2年を前にして～

日時 平成25年1月29日(火) 主催 内閣府

13:30～16:30(開場12:30) 会場 日本学術会議講堂
東京都港区六本木7-22-34

入場
無料

震災後2年を前に、東日本大震災を契機に活発化した「民による公益活動」を振り返るとともに、今後、そうした活動が社会に根付き、更に発展していくために求められること、公益法人に期待される役割について議論を深めます。

プログラム

13:30～13:40 主催者挨拶 池田 守男 内閣府公益認定等委員会委員長

13:40～13:50 来賓挨拶 調整中

13:50～14:30 基調講演 曾野 綾子 作家

休憩

14:40～14:50 新公益法人制度の運営状況と公益法人の現状
雨宮 孝子 内閣府公益認定等委員会委員長代理

パネルディスカッション

14:50～15:05 事例紹介① 鍋島 英幸 (公財)三菱商事復興支援財団 副会長
三菱商事(株)代表取締役 副社長執行役員

15:05～15:20 事例紹介② 油井 元太郎 (公社)SWEET TREAT311 理事

15:20～16:25 ディスカッション パネリスト
木川 眞 ヤマトホールディングス(株)代表取締役社長執行役員
ヤマト運輸(株)取締役会長
黒田 かをり (一財)CSOネットワーク 事務局長・理事
鍋島 英幸 (公財)三菱商事復興支援財団 副会長
三菱商事(株)代表取締役 副社長執行役員
堀田 力 (公財)さわやか福祉財団 理事長 ※コーディネーター
油井 元太郎 (公社)SWEET TREAT311 理事

16:30目処 閉会

新たな公益活動の芽生えと今後の展望

～震災後2年を前にして～

参加申込方法

■ ホームページ、FAX、ハガキでお申し込みください。

※ 開催の約1週間前に、Eメールアドレスをご記入いただいた場合はEメールにて、ご記入いただけていない場合はFAXにて、どちらにも該当しない場合は郵送にて、「参加証」をお送りいたします。当日受付までお持ちください。

※ 申し込み多数の場合は抽選になります。

申込締切: 平成25年1月15日(火) 17:00まで

ホームページ

下記URLからご応募ください。

<https://comm.stage.ac/shin-koeki/index.html>

ハガキ

下記必要事項①～⑤をご記入の上、下記記載のお申し込み・お問い合わせ先に郵送にてお送りください。

①ご氏名(ふりがな)、②住所、③電話番号、④FAX番号、⑤Eメールアドレス

FAX

以下のフォームにご記入の上、送信ください。

アクセス



日本学術会議講堂

〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

● 東京メトロ千代田線
「乃木坂」駅 5番出口より徒歩約1分

FAX申込フォーム送信先 03-5966-5773

アスタリスク(*)のついた項目は必ずご記入ください。切り取らずにこのままFAXしてください。

ご氏名 *	(ふりがな)		
	姓		名
所属団体			
TEL *		FAX *	
E-mail			

お申し込み・
お問い合わせ先

➡ 「新たな公益活動の芽生えと今後の展望」事務局(株式会社ステージ内) 〒171-0042 東京都豊島区高松1-1-11
TEL: 03-5966-5782(10:00-18:00 土日・祝日を除く) FAX: 03-5966-5773 E-mail: shin-koeki@stage.ac

「内容」に関する
お問い合わせ先

➡ 内閣府公益認定等委員会事務局 広報係
TEL: 03-5403-9524、03-5403-9533(10:00-18:00 土日・祝日を除く)

<個人情報の取り扱いについて>

ご記入いただいた個人情報は適切に管理し、参加証を送付するための連絡先情報及びご本人確認のための情報として利用させていただきます。ご本人の同意なしにその他の目的での利用・提供はいたしません。